

北名古屋衛生組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和6年3月
北名古屋衛生組合

目次

第1章	地球温暖化対策計画策定の背景と根拠	2
1	計画策定の背景	
2	計画策定の根拠	
第2章	基本的事項	4
1	目的	
2	対象範囲	
3	対象となる温室効果ガス	
4	基準年度と計画の期間	
第3章	温室効果ガスの排出状況	5
1	鴨田エコパーク	
2	藤岡最終処分場	
第4章	温室効果ガス排出削減目標	6
1	基本方針	
2	温室効果ガスの排出削減目標	
3	エネルギー使用量等の削減目標	
第5章	目標達成に向けた取組	7
1	鴨田エコパーク	
2	藤岡最終処分場	
第6章	計画の推進と進行管理	8
1	推進体制	
2	進行管理	
3	実施状況の公表	

第1章 地球温暖化対策計画策定の背景と根拠

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2015年に京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等が掲げられました。

2018年に公表された「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

2020年に日本は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2 計画策定の根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項では、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である実行計画を策定するものとされています。

一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられています。

地球温暖化対策推進法（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 略

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 略

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17 略

第2章 基本的事項

1 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、北名古屋衛生組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出の量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象範囲

当組合の下記施設を、本計画の対象施設とします。

なお、温水プールは、指定管理者制度により管理する施設であるため本計画には含めないこととし、指定管理者に対して、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取組を講ずるよう要請します。

施設名称	所在地
鴨田エコパーク	北名古屋市九之坪五反地80番地
藤岡最終処分場	豊田市西中山町向イ原141番一1

3 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を本計画の対象とします。

4 基準年度と計画の期間

本計画は、2022（令和4）年度を基準年度とし、計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

第3章 温室効果ガスの排出状況

令和4年度の温室効果ガスの総排出量の状況は、以下のとおりです。

1 鴨田エコパーク

二酸化炭素 (CO₂)

		令和4年度
燃料使用量	電気 (kwh)	1,838,181
	ガス (m ³)	199,376
	ガソリン (ℓ)	925.2
	軽油 (ℓ)	1,428.5
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)		1,306

メタン (CH₄)

		令和4年度
し尿及び浄化槽汚泥量 (t)		33,120.24
温室効果ガス総排出量 (kg-CH ₄)		1,258.6

一酸化二窒素 (N₂O)

		令和4年度
し尿及び浄化槽汚泥量 (t)		33,120.24
温室効果ガス総排出量 (kg-N ₂ O)		30.8

2 藤岡最終処分場

二酸化炭素 (CO₂)

		令和4年度
燃料使用量	電気 (kwh)	182.915
	軽油 (ℓ)	1,400
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)		88

第4章 温室効果ガス排出削減目標

1 基本方針

(1) 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

(2) 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標達成に向けた取組を推進していきます。

(3) 取組の公表

温室効果ガスの排出量の実態及び取組成果等を一般に広く公表し、率先垂範となることを目指します。

(4) 対象となる温室効果ガスのうちメタン及び一酸化二窒素は、し尿及び浄化槽汚泥搬入量に起因するため削減目標から除外します。

2 温室効果ガスの排出削減目標

	令和4年度	令和12年度	目標削減量	目標削減率
温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	1,394	753	641	46%

3 エネルギー使用量等の削減目標

上記の削減目標を達成するため、電気、ガス、ガソリン、軽油の使用量の削減に努めます。

施設名称	取組項目	令和4年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	目標削減量	目標削減率
鴨田エコパーク	電気使用量 (kwh)	1,838,181	992,618	845,563	46%
	ガス使用量 (m ³)	199,376	107,663	91,713	46%
	ガソリン使用量 (ℓ)	925	499	426	46%
	軽油使用量 (ℓ)	1,429	772	657	46%
藤岡最終処分場	電気使用量 (kwh)	182,915	98,774	84,141	46%
	軽油使用量 (ℓ)	1,400	756	644	46%

第5章 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの排出抑制を図るため、具体的な取組項目は以下のとおりとします。

1 鴨田エコパーク

取組項目		具体的な取組
電気使用量の削減	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休憩や勤務時間外には、不要な照明を消灯する。 ・会議室や書庫は使用時のみ点灯する。
	OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間使用しない場合は主電源を切り、使用にあたっては省電力モードに設定する。
	冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じた適正な温度管理の徹底を図る。 ・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を積極的に取り入れ、機器の効率を上げる。 ・クールビズ及びウォームビズを実施する。
ガス使用量の削減	ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーの適正管理を徹底し、ガス使用量の削減に努める。
ガソリン使用量の削減	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車使用の際にはアイドリングストップを徹底し、使用を最小限に抑え、ガソリン使用量の少ないエコカーへの更新を検討する。
軽油使用量の削減	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車使用の際にはアイドリングストップを徹底し、使用を最小限に抑え、軽油使用量の少ないエコカーへの更新を検討する。
リサイクルの推進及びごみ排出量の削減	紙ごみの減量とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷等を徹底する。 ・印刷ミスを防ぐため、プレビューの確認を徹底する。 ・会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。 ・電子メール等を活用し、ペーパーレス化を図る。 ・ミスコピー用紙をメモ用紙等に使用する。

2 藤岡最終処分場

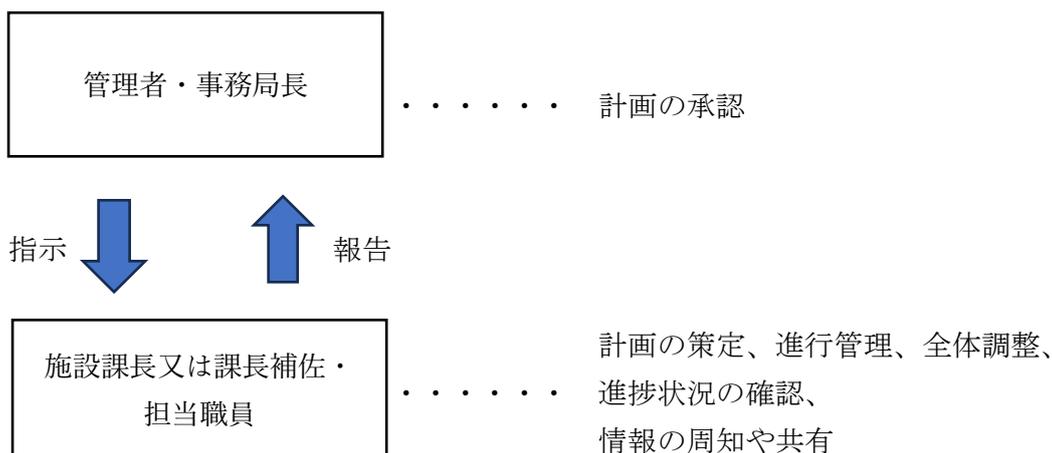
取組項目		具体的な取組
電気使用量の削減	設備全般	<ul style="list-style-type: none"> ・運転方式や運転スケジュールなどを見直す。 ・省電力機器の導入等を検討する。 ・効率的な運転の徹底を図る。
軽油使用量の削減	建設機械の運転	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働時間を必要最小限に留め、アイドリングストップを徹底する。

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進体制

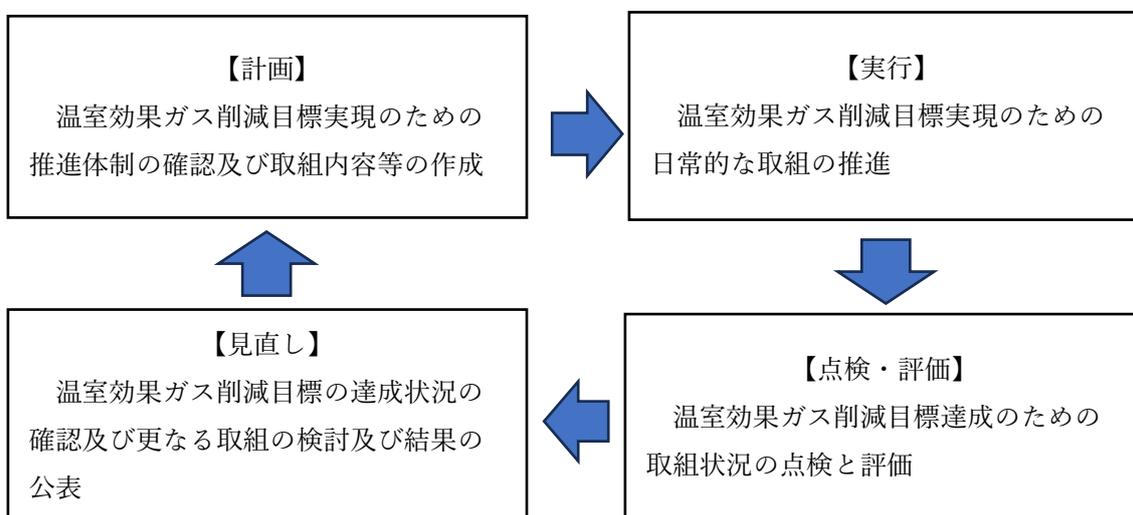
施設課長又は課長補佐及び担当職員を中心に本計画の策定、進行管理、全体の調整、進捗状況の確認、情報の周知や共有を行います。

管理者及び事務局長は、本計画の承認や本計画に関連する指示等を行います。



2 進行管理

実行計画の進行管理は、次のとおり実施します。



3 実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第15項の規定に基づき、本計画に基づく措置及び施策の実施状況について、年1回当組合ホームページ上に公表します。